

## 学校において予防すべき感染症と出席停止期間

令和2年4月

学校は、集団生活の場であるので感染症が発生した場合は、流行しやすくなります。このため学校保健安全法で、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。

### ◆学校において予防すべき感染症の種類

区分	疾患名	出席停止期間
第一種 (重大な病気)	新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
	エボラ出血熱	
	クリミア・コンゴ熱	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	痘瘡(天然痘)	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	鳥インフルエンザ(H5N1型)	
南米出血熱		
第二種 (放置すれば飛沫感染で流行が拡大)	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日経過し、かつ、解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医、その他の医師により伝染のおそれが無いと認められるまで
第三種 (飛沫感染では無いが放置すれば学校で流行が拡大)	コレラ	学校医、その他の医師により感染のおそれが無いと認められまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症	

※ その他の感染症について：「その他の感染症」とは、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。主治医の判断に従ってください。

<例> 溶連菌感染症・流行性嘔吐下痢症・ウィルス性肝炎・手足口病伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎等

◆証明書の提出について：医療機関において学校で予防すべき感染症と診断された場合は、出席停止となります。登校の際には、医療機関の証明書が必要です。登校できるようになったら、医療機関で証明を受けクラス担任に提出してください。(証明書は、学校のHPからダウンロード可能です) 新型コロナウイルス感染症については、別の用紙になります。